

韮崎市移住施策状況(令和4年度)

	事業名	概要	期間	備考	担当課	
就業支援	移住支援金(内閣府)	韮崎市移住支援金交付事業	移住・定住の促進および中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から本市に移住し、対象となる企業等に就職または起業した方、移住元の仕事をテレワークにて継続している方に対する支援。	就業等から3ヶ月経過し、かつ、移住後3ヶ月以上1年以内の期間	①単身60万円 ②世帯100万円 ※子育て世帯子ども一人当たりにつき30万円の加算。ただし、令和4年4月1日以降の転入者に限る	産業観光課
	支援金(上記以外)					
	就職支援	若者定住就職奨励事業	就職または起業を目的に本市へ転入する若者に対し、奨励金を支給し若者の定住促進を図る。	就職または起業した日、もしくは転入日の最も遅い日(基準日)から起算して1年が経過した日以降60日以内に申請できる。	若者定住就職奨励金：10万円/1人	産業観光課
	農業 林業					
	起業支援	起業支援補助事業	地域の魅力ある商業の発展や雇用機会の拡大による地域経済の活性化を図るため、市内において新たに起業を行う者又は既存建物を改修し起業を促進する者に対し起業支援補助金を交付する。	①開業日の30日前までに申請 ②開業日の30日前までに申請 ③④事業所改修事業に着手する日の30日前まで	①店舗改修費補助 1/2補助 上限50~200万円 ②家賃補助 1/2補助 上限月5~10万円(1年間) ③区分け補助 1/2補助 上限50万円 ④下水道工事 1/2補助 上限50万円	産業観光課
	その他	奨学金返還支援事業助成金	定住促進と就労初期の経済的負担の軽減を目的に、奨学金の貸与を受けて高校・大学等を卒業し、就労等をしている方を対象に助成金を交付し支援	最初の交付決定年度から5年	大学在学時貸与 200,000円(年額上限) 高校在学時貸与 100,000円(年額上限)	総合政策課
その他	若者定住就職者家賃助成事業	市内事業所に勤務する者で、市内に転入する際に民間賃貸住宅に入居する者に対し、当該家賃の一部を助成する。	2年間	家賃補助：1/2補助(上限月2万円、2年間)	産業観光課	
住宅関係支援	空き家バンク	空き家対策事業	①空き家バンク登録物件リフォーム補助金(空き家バンク登録物件のリフォーム工事・家財処分に対して補助金を交付) ②空き家バンク活用支援事業補助金(空き家バンクへの登録と、移住及び定住の際にかかる諸経費に対して補助金を交付)	①契約から1年以内 ②契約から1年以内	①1/2補助 リフォーム工事費 最大100万円・家財処分費用最大10万円 ②【登録者】不動産登記及び相談登記を行うためにかかる登記手数料・委託料 最大10万円 【成約者】仲介手数料・引越費用 最大10万円	総合政策課
	住宅・宅地取得補助	持家住宅定住促進助成事業	新築、中古物件の取得に対しての助成	建物の所有権保存登記から1年以内に申請	・新築・建売住宅 転入：60万 市内：30万 ・中古住宅 転入：50万 市内：20万 ・子育て世帯加算：子ども(18歳以下)一人につき10万	営繕住宅課
	住宅改修補助					
	定住促進住宅等	定住促進住宅管理事業	市内に居住を希望する者の定住を促進し、地域の活性化と定住人口の増加を図る		現在3住宅管理	営繕住宅課
	お試し滞在施設	定住対策促進事業	・定住促進住宅の目的外使用の許可(無料) ・お試しハウスによる地域の生活環境等を体感する短期滞在事業(無料)	3~14日間	他県の住民のみ	営繕住宅課 総合政策課
	家賃補助 その他	転入者及び新婚家庭定住促進住宅家賃助成事業	転入世帯又は新婚世帯に定住促進住宅の月額家賃を毎月1万円を家賃から差し引く。	入居から2年間	予算額は家賃収入から割引く年間見込額 住民票の移動必須	営繕住宅課
二拠点居住等	サテライトオフィス	定住対策促進事業	県外からの企業やリモートワークをする方などにご利用いただけるコワーキングスペース、サテライトオフィス「H i r o b a」を開設	韮崎市民交流センター「ニコリ」開館日 9:30-21:30	(管理運営：(株)まあめい)	総合政策課
	ワーケーション テレワーク お試しオフィス 企業への支援					
	個人への支援(遠距離通勤補助等)	鉄道利用通学者支援事業	市内に居住し、県外の大学などへ通う学生に対し、定期券購入費用の一部を助成		通学定期券購入費の1/2を補助 月額最大1万円	総合政策課
	その他					
	子育て支援	新婚世帯支援	結婚新生活支援事業	韮崎市内で新たに結婚生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越費用、リフォーム費用の一部に補助金を交付	令和5年3月31日まで (1回のみ)	・令和4年1月1日以降に、婚姻届を提出した夫婦 ・夫婦の所得が400万円未満の世帯 ・婚姻日現在において、夫婦とも39歳以下である世帯 上記条件で30万円 夫婦ともに29歳以下の場合、60万円
医療費助成		子ども医療費助成事業	高校3年生(満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者)までの子どもが医療機関を受診した際、その医療給付に係る自己負担金を医療機関窓口で徴収しないことをもって助成するもの。また、県外病院への受診など、窓口無料扱いにならなかった医療給付に係る自己負担分は、所定の期間内に市へ請求することで返還される。	【窓口無料扱いにならなかった分について】市への請求期間：受診した月の翌月10日から1年間	県の対象者(入院6歳・通院5歳)を市独自に高校3年生まで大幅に拡大して助成	福祉課
出生祝金・祝品		おめでとう赤ちゃん出生祝い事業	新生児1名につき祝金10,000円と祝品(市内制作者による木工スプーン)を贈るもの	出生後60日以内		福祉課
交流・相談拠点		地域子育て支援センター管理運営事業	利便性の高い駅前立地を活かした子育て支援拠点を開設 ・子育て家庭の交流の機会、場所の提供、子育て支援情報の収集、提供、相談、講座の実施、子育てサークル等の育成及び支援などを行う。 ・乳幼児を持つ保護者(父・母)等を対象に、各種事業を通じて、楽しい子育てをサポートする。	開館日：火曜日～日曜日・祝祭日	妊娠時から子育て期まで切れ目のない支援を行う「韮崎すくすく子育て相談センター」を併せて開設	福祉課
不妊治療助成		韮崎市不妊症対策支援事業	不妊症で子供を授かることができない夫婦に、治療費の一部を助成して、経済的負担の軽減を図り、治療しやすい環境づくりを行う	・治療が終了した日の翌日から1年以内に申請 ・特定及び一般不妊治療：1年度内につき20万円を限度とし通算5年 ・男性不妊治療：1年度内につき5万円を限度とし通算5年	・夫婦のいずれかが継続して1年以上韮崎市に住所を有する ・年齢要件はなし ・事実婚も対象とする	健康づくり課
保育料・給食費等助成		子ども・子育て支援事業(韮崎市多子世帯応援補助金)(韮崎市私立幼稚園給食費補助金)	第2子以降の児童に対して保育料及び給食費を助成するもの	認定こども園・幼稚園・保育所等の在籍期間	補助限度額 ・保育料：全額 ・給食費：4,500円/月×在籍月数	福祉課
物品購入等助成						
その他		出会いサポートセンター利用促進助成金	市民の結婚の希望を叶える出会いの場づくりとして、「やまなし出会いサポートセンター」への入会登録料の一部を助成	通年	・対象者一人につき2回まで ・サポートセンターの入会登録料の1/2(上限5,000円)	総合政策課
その他		ファミリーサポート支援事業費	子育ての援助を受けたい者(依頼会員)と提供したい者(預かり会員)を登録し、安心して働くことができる環境づくりを支援するファミリーサポート事業において、利用料の半額を助成する	通年(依頼会員と預かり会員の仲介状況による)	・韮崎市在住の生後3ヶ月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者 ・助成上限30,000円/月	福祉課
その他支援	育児支援	男性の育児休業取得促進により、子育て世帯の働きと育児の両立支援を図るため、中小企業に勤務する市内在住の男性労働者と事業主に奨励金を支給する	連続10日以上の子育て休業取得後職場復帰から1年以上経過が対象	・事業主 30万円 同一年度1回限り 他制度の対象者は除く ・個人 5万円	総合政策課	